

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合ごみ問題協議会の設置及び運営に関する要綱

昭和 58 年 5 月 4 日

(設置の目的)

**第1条** 福井坂井地区広域市町村圏におけるごみ処理の円滑化と、圏域内住民のごみ問題に対する意識啓発を図るため、福井坂井地区広域市町村圏ごみ問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の構成)

**第2条** 協議会の委員は福井坂井地区広域市町村圏事務組合管理者が委嘱し構成する。

2 協議会に座長を置くこととし、委員の互選により選任する。

3 座長は、協議の進行に当たるものとする。

(委員の任期)

**第3条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議事項)

**第4条** 協議会は次の事項について、調査及び協議を行うものとする。

(1) ごみの資源化を含めた減量化について。

(2) 一般ごみの分別、水切り等について。

(3) その他ごみの合理的な処理方法について。

(事務局)

**第5条** 協議会の事務局は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合事務局に置く。

(その他)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和 58 年 5 月 4 日から施行する。